

平成27年度

個人住民税

(市町村民税・道民税)
特別徴収の事務手引き

北海道後志総合振興局
後志管内各市町村

目次

個人住民税特別徴収事務の手引き

I はじめに

1 特別徴収推進の取組.....	1
2 特別徴収の開始.....	1
3 特別徴収の義務.....	1
4 特別徴収義務者.....	1
5 特別徴収の対象になる人.....	2

II 個人住民税の特別徴収制度の仕組み

1 給与支払報告書の提出.....	2
2 特別徴収の開始.....	3
3 月割額の徴収.....	3
4 納期限.....	3
5 税額の変更通知.....	4
6 退職・休職者の徴収方法.....	4
7 異動届の提出.....	4

III 退職所得に係る住民税の特別徴収

1 退職所得の金額.....	10
2 特別徴収すべき税額の計算.....	11
3 納入の手続き.....	11

IV Q&A.....	12
-------------	----

I はじめに

1 特別徴収の推進の取組

北海道では個人住民税の『特別徴収』を推進しており、後志管内市町村と後志総合振興局では、平成 27 年度から特別徴収の徹底に取り組めます。

法令上の特別徴収義務者となる全事業者を対象に、個人住民税の『特別徴収』納入を目指します。

この手引きでは特別徴収義務者として指定された事業者がどのような事務を行うかを案内します。

2 特別徴収

納税義務者である従業員（以下、「従業員」という。）に、給与支払者である事業者（以下、「事業者」という。）が毎月給与を支払う際に、毎月給与から徴収（引き去り）して「従業員」に代わって納めていただく制度です。

3 特別徴収の義務

所得税の源泉徴収義務のある「事業者」は、「従業員」の個人住民税を給与から徴収して納めることが法令で義務付けられています。

4 特別徴収義務者

特別徴収義務者とは、地方税法 41 条、第 321 条の 4 及び第 328 条の 5 第 1 項の規定により、市町村から特別徴収義務者の指定を受けた「事業者」をいいます。

特別徴収義務者には、5 月 31 日までに市町村から「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用、納税義務者用）」が送付されます。毎月定められた税額（月割額）を個人の給与から徴収（引き去り）し、納期限（翌月の 10 日）までに納入していただくことになります。

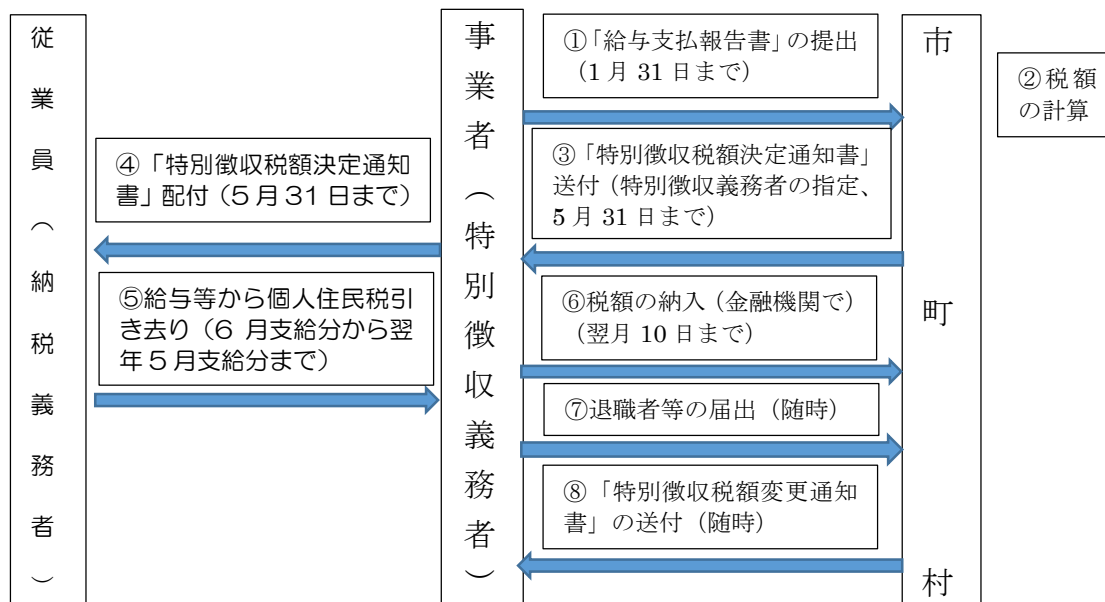
なお、給与から個人住民税額が引ききれないなどの特別の理由がない限り、普通徴収※は認められません。

※普通徴収：主として事業所得者などが市町村から送付される納税通知によって納める方法。納期は通常は 6、8、10、1 月の年 4 回（ただし、市町村によって納期が異なる場合があります。）です。

5 特別徴収の対象になる人

前年中（1月1日～12月31日）に課税対象所得があり、本年度個人住民税の課税が発生する人で、本年4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている「従業員」が対象です。

Ⅱ 個人住民税の特別徴収制度の仕組み



1 給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において「事業者」で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに総務省令で定める給与支払報告書を、給与の支払を受けている「従業員」の1月1日現在の住所がある市町村長に提出しなければならないことになっています。

また、年の途中で退職した人についても提出してください。

※給与支払報告書の提出は、eLTAX（エルタックス／電子申告）の利用が便利です。

2 特別徴収の開始

「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」は、毎年5月中に該当する市町村から送付されます。届きましたら5月31日までに「従業員」の方にお渡しください。なお、送付時に、退職・転勤等により交付ができない方については、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下、「異動届」といいます。）の提出と併せて返送してください。

3 月割額の徴収

「特別徴収税額の決定通知書」に「従業員」の6月分の給与から翌年5月分までの月割額を算出しておりますので、毎月給与を支払う際に徴収（引き去り）してください。なお、年税額5,000円（均等割相当額）以下の「従業員」については、最初の月の1回で全額徴収することになります。

4 納期限

納期限は、「従業員」から月割額を徴収（引き去り）した月の翌月10日です。（この日が土曜日・日曜日、または祝日の場合は、その次の平日となります。）

「従業員」から徴収（引き去り）した税額をそれぞれの市町村ごとにとりまとめ、通知書と一緒に送付される納入書で納入します。

道外の郵便局（ゆうちょ銀行）で納入される場合は、各市町村で発行する「郵便局指定通知書」が必要になりますので、該当する市町村まで連絡してください。（真狩村は、道内でも「郵便局指定通知書」が必要となります。）

5 税額の変更通知

特別徴収税額を通知した後に、異動届が提出されたことなどにより税額変更が生じた場合は、「特別徴収税額の変更通知書」を送付いたしますので、通知書に記載されている変更後の税額により徴収（引き去り）していただくこととなります。

6 退職・休職者の徴収方法

(1) 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替となり、「従業員」本人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、「従業員」の申出又は了解を得て、退職時に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

(2) 翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった税額は、「従業員」本人の申出がなくても、5 月 31 日までの間に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収することになっています。（一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。）

※ 5 月退職の場合は、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

7 異動届の提出

退職、休職などにより給与の支払いを受けなくなった人がある場合は、その事由が発生した日に属する月の翌月 10 日までに市町村に異動届を提出しなければなりません。

異動届の提出が遅れると、退職者、休職者などの税額が特別徴収義務者の滞納額となったり、また、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れるため、「従業員」は一度にまとめて個人住民税を納付することになります。必ず翌月 10 日までに提出してください。

転勤（転職）先で特別徴収を継続する場合も提出してください。

上記 6 退職・休職者の徴収方法のとおり、徴収方法が普通徴収に切替わり納付書が「従業員」に送付されることを、後のトラブル防止のために「従業員」に伝えてください。なお、一括徴収・普通徴収・特別徴収継続の異動届の書き方については次のとおりです。

●退職して一括徴収の場合の記載例（様式は市町村ごとに異なります）

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

※処理事項	現年度	新年度	両年度

複写してご使用ください

(1) 異動があった場合は、すみやかに提出してください。

市(町・村)長 様 平成××年×月×日 提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	(〒044-0000) 北海道□□郡○○町南○条○丁目○番○号		連絡者 係 経理係	特別徴収義務者 指定番号 99999999	個人番号 1234567										
			名称 (氏名)	有限会社 ○×商店 印 代表取締役 ○○ △△					氏名 ○○ ○○	電話 (0136)00-0000								
給与所得者	フリガナ	ホッカイドウ ハナコ	(ア) 特別徴収額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日 H×・9・30	異動の事由 ① 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他()	異動後の未徴収 税額の徴収 1 特別徴収継続 ② 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	1月1日以降退職時 までの給与支払額 円 1,440,000									
	氏名	北海道 花子 (旧姓 蝦夷 花子)	円	6 月分 9 月分まで	10 月分 5 月分まで				控除社会保険料額 円 130,000									
	生年月日	明・大・③・平 ×年×月×日	150,000	円	円				円	円	円	円						
	1月1日現在の住所	〒047-0000											50,000	100,000	円	円	円	円
	北海道◎◎市○町○丁目○番○号																	
現住所	(〒044-0000) 北海道□□郡○○町北○条○丁目○番							退職手当の支払額 円 650,000										
								勤続年数 年 6										

(2) 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考
① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で 本人からの申出があったため。	印	H×・9・30	円 100,000	円 100,000	左記の一括徴収した税額は9月分で納入します。 (翌月10日納期限)
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で 特別徴収の継続の希望がないため。			円		

一括徴収できない理由
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。
2 転勤、再就職により特別徴収継続の希望があるため。
3 5月31日までに支払われる給与又は退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため。

一括徴収

Tel. 続柄

(3) 特別徴収の継続先(異動後の未徴収税額の徴収欄で"1"を選択した場合)に記入してください

給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	(〒 -)	連絡者 係	
	名称 (氏名)			氏名
			電話	() -

- 【記載注意】
- ・ ※の欄は記載は不要です。
 - ・ 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 - ・ 「個人番号」欄は特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。

1 一月一日から四月三十日までの間に退職した者で未徴収税額がある場合は、本人からの申出がなくとも一括徴収することが義務付けられています。
 2 退職者については、この異動届とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。
 3 転勤、再就職等により、新たな勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合には(3)の事項を記入してください。

●退職して普通徴収へ切替えの場合の記載例（様式は市町村ごとに異なります。）

1 一月一日から四月三十日までの間に退職した者で未徴収税額がある場合は、本人からの申出がなくても一括徴収することとが義務付けられています。
 2 退職者については、この異動届とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。
 3 転勤、再就職等により、新たな勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合には（3）の事項を記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※処理事項

		現年度	新年度	両年度
複写してご使用ください				

(1) 異動があった場合は、すみやかに提出してください。

市(町・村)長 様 平成××年×月×日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (〒044-0000) 北海道□□郡○○町南○条○丁目○番○号	連絡者 係 經理係	特別徴収義務者 指定番号 9999999
		名称 (氏名) 有限会社 ○×商店 代表取締役 ○○ △△	印	氏名 ○○ ○○	個人番号 1234567
				電話 (0136)00-0000	

フリガナ	ホソカイドウ	ハナコ	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時までの給与支払額
氏名	北海道	花子	特別徴収額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)				円
(旧姓 蝦夷 花子)			円	6 月分から 9 月分まで	10 月分から 5 月分まで	H×・9・30	① 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付する)	1,440,000
生年月日	明・大・○	平 ×年×月×日	150,000	円	円				控除社会保険料額 円
1月1日現在の住所	〒047-0000 北海道小樽市○町○丁目○番○号			50,000	100,000				130,000
現住所	(〒044-0000) 北海道□□郡○○町北○条○丁目○番								退職手当の支払額 円
									650,000
									勤続年数 年
									3

(2) 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備 考
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。	普通徴収			円	左記の一括徴収した税額は ____ 月分で納入します。 (翌月10日納期限)
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。					
一括徴収できない理由					
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。					
2 転勤、再就職により特別徴収継続の希望があるため。					
③ 5月31日までに支払われる給与又は退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため。					

異動の事由が「死亡」の場合、相続人の連絡先も記入してください。

相続人住所		TEL	
相続人氏名		続柄	

(3) 特別徴収の継続先(異動後の未徴収税額の徴収欄で"1"を選択した場合)に記入してください。

給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (〒 -)	連絡者 係	
	名称 (氏名)	氏名	
		電話	() -

【記載注意】

- ※の欄は記載は不要です。
- 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- 「個人番号」欄は特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。

● 転勤（転職）等で特別徴収継続の場合の記載例（様式は市町村ごとに異なります。）

1 一月一日から四月三十日までの間に退職した者で未徴収税額がある場合は、本人からの申出がなくとも一括徴収することが義務付けられています。
 2 退職者については、この異動届とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。
 3 転勤、再就職等により、新たな勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合には（3）の事項を記入してください。

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

(1) 異動があった場合は、すみやかに提出してください。

複写してご使用ください

		現年度	新年度	両年度								
※処理事項												
市(町・村)長様 平成××年×月×日 提出		所在地 (〒044-0000) 北海道□□郡○○町南○条○丁目○番○号		特別徴収義務者 指定番号 9999999								
		名称 有限会社 ○×商店 (氏名) 代表取締役 ○○ △△										
		係 経理係 氏名 ○○ ○○ 電話 (0136)00-0000										
個人番号 1234567												
給与所得者	フリガナ	ホッカイドウ ハナコ	(ア) 特別徴収額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時 までの給与支払額			
	氏名	北海道 花子	円	6 月分から 9 月分まで	10 月分から 5 月分まで				H×・9・30	① 退職 ② 転勤 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ その他()	① 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	円
	旧姓	蝦夷 花子	円	円	円							1,440,000
	生年月日	明・大・○ 平 ×年×月×日	円	円	円							控除社会保険料額
1月1日現在の住所	〒047-0000 北海道◎◎市○町○丁目○番○号	円	円	円	130,000							
現住所	(〒044-0000) 北海道□□郡○○町北○条○丁目○番	円	円	円	650,000	退職手当の支払額						
(2) 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。												
一括徴収の理由	異動者印	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考							
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。	<h1>特徴継続</h1>			円	左記の一括徴収した税額は__月分で納入します。 (翌月10日納期限)							
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。												
一括徴収できない理由												
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。					異動の事由が「死亡」の場合、相続人の連絡先も記入してください。							
2 転勤、再就職により特別徴収継続の希望があるため。												
3 5月31日までに支払われる給与又は退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため。												
相続人住所		Tel										
相続人氏名		続柄										
給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	(〒046-0000) 北海道□□郡○○町字○町○番地○号	連絡者 係	人事係								
	名称	株式会社 △△ 商事		氏名	後志 次郎							
	(氏名) 代表取締役 ○○ ××	電話		(0135)○○-○○○○								

年度途中で特別徴収に切替える場合や、特別徴収義務者の名称等が変更された場合、以下の届出書を提出してください。

●年度途中における特別徴収への切替え（様式は市町村ごとに異なります。）

普通徴収から特別徴収への切替届出書

市(町・村)長 様 平成 年 月 日提出	(特別 給与 徴収 支払 義務 者)	所在地	〒044-0000 北海道□□郡○○町南○条○丁目○番○号	特別徴収義務者 指 定 番 号	9999999	
		名 称 代表者名	フリガナ ユウゲンカイシャ マルバツショ ウテン	連 絡 先	係	経理係
			有限会社 ○×商店 代表取締役 ○○ △△ ⑩		氏名	○○ ○○
					電話	(0136)00-0000

給 与 所 得 者	フリガナ	
	氏名	北海道 花子 (旧姓 蝦夷 花子)
	生年月日	明・大・昭・平××年××月××日
	現住所	北海道□□郡○○町北○条○丁目○番
	受給者番号	
	異動理由	1 本人からの希望があったため 2 平成××年××月××日入社のため 3 その他()

※当該年度の4月1日において、65歳以上の方の年金所得に係る町民税・道民税は給与からの特別徴収はできませんのでご注意ください。

普通徴収の [] 期分からを、 [] 月分より特別徴収します。

※ 普通徴収の納期を過ぎたものについては、特別徴収への切替はできません。
また、特別徴収開始月は余裕をもって記入してください。

年税額 ① 納付済額 ② 特別徴収に切替る税額 ③(①-②)

円 円 円

(普通徴収 期分まで)

●特別徴収義務者の住所・名称・電話番号等変更届出書（様式は市町村ごとに異なります。）

特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書

市(町・村)長 様 平成×年×月×日提出	(特別徴収義務者)	所在地	〒044-0000 北海道□□郡○○町南○条○丁目○番○号	特別徴収義務者 指 定 番 号	9999999
		名 称 代表者名	フリガナ ユウゲンカイシャ マルバツショウ ウテン 有限会社 ○×商店 代表取締役 ○○ △△ ®	連絡先	係 経理係 氏名 ○○ ○○ 電話 (0136)00-0000

※社名変更・合併の際は特別徴収義務者の名称は変更前の社名をご記入ください。

(特別徴収義務者)	変更前		変更後	
	フリガナ	変更届出書		
所在地	〒			
フリガナ	カブシキカイシャ マルサンカクシカク	サンカクシカクマル	カブシキカイシャ	
名 称	株式会社 ○△□	△□○	株式会社	
電話番号				

変 更 年 月 日	平成××年××月××日
該 当 する 項目 を 選択 して ください	
変 更 理 由	
(1) 名称変更 <input checked="" type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> 新法人の設立 (2) 所在地変更理由 <input type="checkbox"/> 事務所等の移転 <input type="checkbox"/> 送付先変更 <input type="checkbox"/> その他 ()	(3) (1)が「合併による変更」の場合に、登記上の扱いについてご記入ください。 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併 (4) その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所の廃止 <input type="checkbox"/> その他 ()

※特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の名称・所在地等を記入してください。

送 付 先	フリガナ	
	所在地	〒
	フリガナ	
	名 称	
電話番号	()	— 内線()

注)この変更届を提出されましても、法人等市民税に係る異動届出書を提出したことはありませんのでご注意ください。

Ⅲ 退職所得に係る個人住民税の特別徴収（退職手当）

退職所得に対する個人住民税については、退職手当等が支払われる際に給与支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその個人住民税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされております。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

納入していただく市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における退職者の住所が所在する市町村です。

以下計算方法を記載しました。お手数ですがご不明な点があれば該当する市町村までご連絡ください。

〈退職所得にかかる税額の計算方法〉

同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職金の金額において計算します。

1 退職所得の金額

(1) 退職所得の金額＝(収入金額－退職所得控除額)×1/2^{※1} (1,000円未満の端数切捨て)

(2) 退職所得控除額の計算^{※2}

- a 勤続年数が20年以下の場合
40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）
- b 勤続年数が20年を超える場合
800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※1 勤続年数などにより適用されない場合があります。例えば、勤続年数が5年以内の法人役員等については、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。この2分の1を廃止して計算する法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員が対象となります。

※2 退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合、上記aまたはbの金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。

2 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率 10%（市町村民税 6%と道民税 4%）を適用して計算します。

$$\boxed{\text{退職所得の金額}} \times \boxed{\text{税率}} = \text{特別徴収すべき税額}$$

※ 特別徴収すべき税額に、100 円未満の端数がある場合は、それぞれの 100 円未満の端数を切り捨てます。（特別徴収すべき税額は 100 円単位）

3 納入の手続き

退職手当の給与支払者は、特別徴収した税額を、「市（町・村）民税・道民税納入申告書」（下記様式）に記入し、翌月 10 日までに市町村に納入してください。

なお、「退職所得の特別徴収票」は退職後 1 ヶ月以内に提出してください。（法人の取締役、監査役、その他の役員又は相談役・顧問以外の者については提出を要しません。）

●納入申告書の例（市町村ごとに様式は異なります。）

市(町・村) 道 民 税													
納 入 申 告 書													
〇〇市(町・村)長				平成××年××月分				人員		人			
平成×年×月×日提出													
退職手当等支払金額				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額	市(町・村)民税												
	道 民 税												
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり 分離課税に係る所得割の納入について申告します。													
(特別徴収義務者) 〒040-0000													
住所地又は 所在地							受 付 印						
氏名又は 名称													

※退職所得に係る個人住民税がないときは提出の必要がありません。

IV Q&A

- Q1 個人住民税の「特別徴収」とは何ですか。
- A1 「事業者」が「従業員」に対して毎月支払う給与から、個人住民税額（市町村民税＋道民税）を徴収（引き去り）し、「従業員」に代わってその「従業員」に課税した市町村に納入する制度です。
- Q2 今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何か変わったのですか。
- A2 地方税法の規定により、各市町村は、原則として所得税の源泉徴収義務者である「事業者」を個人住民税の特別徴収義務者として指定することができます。法令改正等があったわけではなく、今までもこの要件に該当する「事業者」については特別徴収をしていただく必要がありました。
- Q3 手間も増えるので特別徴収を行いたくないのですが。
- A3 事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨にそった適切な徴収義務を果たしていただくためにご理解とご協力をお願いします。
- Q4 すべての「事業者」が「従業員」の個人住民税を特別徴収するのですか。
- A4 本来、給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある「事業者」は、原則、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。
- Q5 後志管外から通勤している「従業員」についてどうしたらよいですか。
- A5 原則としては特別徴収をしなければなりません。全道でもこの取組を始める市町村が増えてきていますので、該当する市町村へお問い合わせください。
- Q6 どうして他管内の市町村からは特別徴収義務者として指定されないのですか。
- A6 他の市町村で指定されない場合は、指定が漏れている可能性もあるため該当する市町村へお問い合わせください。
- Q7 「従業員」から普通徴収にしてほしいと言われているのですが
- A7 「従業員」が個々に徴収する方法を選択することは認められません。
- Q8 パートやアルバイトであっても特別徴収をしなければなりませんか。
- A8 パートや非常勤職員であることに関わらず、原則として、所得税の源泉徴収義務があり4月1日現在在職されている人は全て特別徴収の対象となります。

Q9 4月に退職した職員が市町村から送られてきた特別徴収税額決定通知書に載っていますが、どのような手続きしたらよいですか。

A9 退職の異動届を、特別徴収税額決定通知書を送付した市町村に提出してください。

Q10 所得税が発生しなければ個人住民税も発生しませんか。

A10 所得税と個人住民税では税額の計算も異なるので、所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合があります。

Q11 2カ所以上の事務所に勤務している「従業員」は、どちらから特別徴収されますか。

A11 原則として、前年の給与収入額が大きい方の事業所が特別徴収義務者として指定されますが、双方の事業所及び市町村と協議の上でどちらか一方に決定します。詳しくは、該当する市町村にお問い合わせください。

Q12 個人住民税は「事業者」が計算しなくてもよいのですか。

A12 退職手当からの特別徴収（P10 参照）を除いて、個人住民税の計算は、1月末までに「事業者」から提出していただいた給与支払報告書等に基づき、各市町村で行って通知しますので、給与から徴収（引き去り）する金額を「事業者」が計算する必要はありません。所得税のように、年末調整をする手間もありません。

Q13 普通徴収より特別徴収の方が1回の納税額が小さくなるのですか。

A13 はい。普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回あたりの納税額が少なくなります。また、納期毎に、「従業員」が金融機関等に出向いて納税する手間が省け、納め忘れの心配がなくなるなど、利便性が向上します。

Q14 特別徴収を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなるのですか。

A14 特別徴収義務者として指定された「事業者」が、「従業員」から徴収すべき税額を放棄又は滞納した場合は、特別徴収義務者に対して、原則として納期限後20日以内に督促状が発送されます。督促状が届いても納入されない場合は、「事業者」に対して滞納処分を行うこととなります。その場合は、「事業者」が脱税の罪に問われる場合があったり、「従業員」が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

Q15 事業不振のため、特別徴収をした個人住民税を納期限内に納税できないのですがどうしたらよいですか。

A15 「事業者」が特別徴収した徴収金は、「従業員」からの預かり金であり、事業資金ではありませんので、必ず市町村に納入してください。

Q16 4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した「従業員」がいる場合、途中から特別徴収に切替えることはできますか。

A16 対象となる「従業員」が「事業者」を通じて1月1日現在の住所所在地の市町村にその旨をご連絡いただければ、途中からでも特別徴収に切替えることはできます。

Q17 特別徴収の手順はどうなりますか。

A17

- ① 毎年1月末日までに市町村へ給与支払報告書を提出してください。
- ② 市町村において個人住民税の税額を計算します。
- ③ 給与支払報告書提出後、4月1日現在で在籍しなくなった「従業員」等がいる場合は、4月15日までにその旨を市町村長に届け出てください。
- ④ 「事業者」に対して、「従業員」が1月1日現在住んでいた市町村から毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。
- ⑤ 特別徴収税額決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく個人住民税（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収（引き去り）してください。
- ⑥ 徴収（引き去り）した個人住民税は、翌月の10日までに当該市町村（又は各市町村が指定する金融機関）に納入してください。

《お問い合わせ先》

下記の住民税担当課へお問い合わせください。

・小樽市役所（0134）32-4111（代表）	・倶知安町役場（0136）56-8003（直通）
・島牧村役場（0136）75-6213（代表）	・共和町役場（0135）73-2011（代表）
・寿都町役場（0136）62-2512（直通）	・岩内町役場（0135）67-7091（直通）
・黒松内町役場（0136）72-3312（直通）	・泊村役場（0135）75-2021（代表）
・蘭越町役場（0136）57-5111（代表）	・神恵内村役場（0135）76-5011（代表）
・ニセコ町役場（0136）44-2121（代表）	・積丹町役場（0135）44-3384（直通）
・真狩村役場（0136）45-3611（直通）	・古平町役場（0135）42-2181（代表）
・留寿都村役場（0136）46-3131（代表）	・仁木町役場（0135）32-2512（直通）
・喜茂別町役場（0136）33-2211（代表）	・余市町役場（0135）21-2115（直通）
・京極町役場（0136）42-2111（代表）	・赤井川村役場（0135）34-6211（代表）
・後志総合振興局（0136）23-1333（直通）	・小樽道税事務所（0134）23-9441（直通）

